

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 渡辺 巧			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度									
126	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	50%	50%	51%	51%	51%	/	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
127	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積の割合	40.3%	平成23年度	40.3%	60.9%	70.7%	77.0%	83.8%	/	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)										27年度 (百万円)		
(1)	地籍調査(昭和26年度)	363	11,691 (11,669)	13,230 (13,211)	13,052 (13,037)	13,466	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査・測量し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付することになっている。具体的に、市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4である。					126	測量工程を実施している市町村のうち、国の普及・啓発等の結果、平成28年度に国が定めた効率的な測量手法を導入する市町村数の割合			
(2)	基本調査(平成22年度)	364	1,329 (1,228)	1,843 (1,703)	1,333 (1,201)	556	基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施している。都市部では、官民の境界情報(道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報)を調査する。山村部では、主要な土地境界情報(三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報)を調査する。これらの成果は地図と簿冊であり、後に市町村等により実施される地籍調査に活用される。なお、この基本調査は国による直轄調査であり、国土交通本省及び地方整備局等において執行している。					-	各年度に国が基本調査を実施した市町村数 基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市町村数			
(3)	地籍整備推進(平成22年度)	365	298 (231)	242 (186)	245 (136)	114	国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして扱えることになっている。この仕組みを活用して地籍調査以外の測量成果を機動的に活用しようとするものである。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成22年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を機動的に活用することとしている(調査実施主体別の補助金の額は、地方公共団体:調査・測量に要する費用の1/2以内、民間事業者等:調査・測量に要する費用の1/3以内)。					-	一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定件数 地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数			
(4)	基準点測量等(昭和26年度)	366	379 (366)	343 (296)	227 (196)	121	翌年度に地籍調査の実施を予定している地域のうち、国家基準点が不足しており、地籍調査の実施が困難な地域について、地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえた上で、国(国土地理院)が設置点数や設置場所を精査し、四等三角点等を設置している。 また、平成27年度より、地籍調査において、国土地理院が管理している電子基準点のみを基点とする効率的なGNSS測量手法(以下「電子基準点を用いた測量手法」という。)を導入し、新たな四等三角点等を設置することなく、地籍調査を実施することが可能となったため、市町村等に対し、当該手法の普及啓発を実施し、より円滑な地籍調査の実施を推進している。					-	国による都道府県に対する電子基準点を用いた測量手法に関する指導回数 国が四等三角点等を設置した市町村数 地籍調査における測量作業(地籍図根三角測量)を実施した市町村のうち、電子基準点を用いた測量手法を採用した市町村の割合			
(5)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (平成24年度)	復興庁194	644 (427)	347 (339)	261 (257)	267	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、以下のような地籍調査の実施状況に合わせた自治体の支援を行っている。 ①地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援 ②地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援 ③地籍調査が未実施の地域 市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援					-	東日本大震災により利用不可能となった測量成果の補正等 地籍が明確化された土地の面積			
(6)	土地分類基本調査 (平成22年度)	361	79 (64)	59 (57)	53 (53)	52	土地分類基本調査は、国土調査法第2条第1項に基づき基本調査として、科学的・総合的な観点から、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査である土地分類調査の基準となる調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、現在、過去の災害履歴図等からなる土地履歴調査を実施している。					127	-			

(7) 水基本調査(平成20年度)	362	17 (16)	16 (15)	11 (11)	11	水基本調査は、国土調査法第2条第1項に基づく基本調査として、科学的・総合的な観点から、統一的な基準に基づき、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査である水調査の基準となる調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、現在、全国の主要な地下水盆について地下水の見える化調査等を実施している。	-	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定) 地下水の図面化を行った平野等の数 18地域(予定)
施策の予算額・執行額						施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2016第2章3(3)	
備考								